

ふくいみまもり SNS 運用ポリシーの新旧対照表

改定後	現行
(利用の対象者) 第 8 条 1) 福井県内の地域包括ケアに関する施設・組織^(※)に属する者。 2) 1) 福井県内の利用者が地域包括ケアを行う上で関わりがある福井県外の地域包括ケアに関する施設・組織に属する者。 3) <u>患者・家族ならびに患者・家族が推薦する者。</u> <u>(※) 組織とは、福井県医師会、福井県歯科医師会、福井県薬剤師会、福井県訪問看護ステーション連絡協議会、福井県介護支援専門員協会等の組織とする。</u>	(利用の対象者) 第 8 条 1) 福井県内の地域包括ケアに関する施設・組織に属する者。 2) 1) 福井県内の利用者が地域包括ケアを行う上で関わりがある福井県外の地域包括ケアに関する施設・組織に属する者。
附則 第 1 条 この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 第 2 条 この規程は令和 7 年 2 月 6 日にて一部改定する。 <u>第 3 条 この規程は令和 7 年 7 月 2 2 日にて一部改定する。</u>	附則 第 1 条 この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 第 2 条 この規程は令和 7 年 2 月 6 日にて一部改定する。